

議案第 26 号

山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

山陽小野田市支所及び出張所設置条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 山陽小野田市埴生支所の項中「525 番地の 1」を「275 番地」に、「下福田、上福田」を「福田」に改める。

別表 2 山陽小野田市厚陽出張所の項中「3226 番地の 11」を「3226 番地 11」に改め、「日化山開作社宅」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 1 の改正規定（山陽小野田市埴生支所の項中「525 番地の 1」を「275 番地」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

山陽小野田市支所及び出張所設置条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
1 支所			1 支所		
名称	支所の位置	支所の所管区域	名称	支所の位置	支所の所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
山陽小野田市埴生支所	山陽小野田市大字埴生275番地	山陽小野田市のうち、永安台、平松小正寺、生田、植木、宮の台団地、五反口、西生田、東郷、西里、串、旧沖部、中塚、森本、大河内、上市、上中、大喜園、みゆき、中市、本町表、本町裏、下市、東浜崎、中浜崎、西浜崎、東側、西側、前場団地、正寺、畑田、角野、大持、吉田地、坂本、東糸根、西糸根、糸根ヶ丘、江尻、江尻南、大木、小埴生、西大木、長生園、サンライフ山陽、 <u>福田</u>	山陽小野田市埴生支所	山陽小野田市大字埴生525番地の1	山陽小野田市のうち、永安台、平松小正寺、生田、植木、宮の台団地、五反口、西生田、東郷、西里、串、旧沖部、中塚、森本、大河内、上市、上中、大喜園、みゆき、中市、本町表、本町裏、下市、東浜崎、中浜崎、西浜崎、東側、西側、前場団地、正寺、畑田、角野、大持、吉田地、坂本、東糸根、西糸根、糸根ヶ丘、江尻、江尻南、大木、小埴生、西大木、長生園、サンライフ山陽、 <u>下福田</u> 、 <u>上福田</u>
2 出張所			2 出張所		
名称	出張所の位置	出張所の所管区域	名称	出張所の位置	出張所の所管区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
山陽小野	山陽小野田	山陽小野田市のうち、石鞆、鳥越一、	山陽小野	山陽小野田	山陽小野田市のうち、石鞆、鳥越一、

田市厚陽 出張所	市大字郡	鳥越二、渡場、赤石、吉部田、沖部、 新沖部、厚陽団地、古開作東、古開作 上、古開作下、沖開作上、沖開作下、 大河、梶上、梶中、梶下	田市厚陽 出張所	市大字郡	鳥越二、日化山開作社宅、渡場、赤 石、吉部田、沖部、新沖部、厚陽団 地、古開作東、古開作上、古開作下、 沖開作上、沖開作下、大河、梶上、梶 中、梶下
	3 2 2 6 番 地 1 1			3 2 2 6 番 地 の 1 1	